

秩父広域市町村圏組合事業に係る情報の緊急放送に関する協定

秩父広域市町村圏組合（以下「甲」という。）とちちぶエフエム株式会社（以下「乙」という。）は、火災予防・廃棄物・水道関連情報の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父都市内において、火災、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは、火災発生情報及び火災予防・廃棄物・水道関連に関する注意情報（以下「組合事業情報」という。）を緊急放送することにより、被災の軽減及び環境衛生の維持を図り、もって住民生活の安全と衛生の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他の自然現象及び武力攻撃事態、大規模な事故等の住民の生命財産に影響を及ぼす可能性のある非常の事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するために、甲の要請により、乙が所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（要請）

第3条 組合事業情報の緊急放送を行う必要があると認めたときは、次の各号に定める方法により要請するものとする。

(1) 乙の放送局員がスタジオにいる場合

- ア 甲は、ファクシミリ・電子メール等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明示した放送原稿を送付する。
- イ 乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに緊急放送を実施する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返して放送する。

(2) 乙の放送局員がスタジオにいない場合

- ア 甲は、別に定める乙に所属するいずれかの者に連絡を取り、緊急放送を要請する。
- イ 乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容を確認し放送する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返して放送する。

（情報の活用）

第4条 甲がインターネットやメール等で発信済の組合事業情報については、緊急性の如何に問わらず乙は自ら運営する放送を通じて伝えることができるものとする。

(費用の負担)

第5条 緊急放送に要する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。

(2) 緊急放送の実施により、予定していた広告放送ができなかつたときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙双方が誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

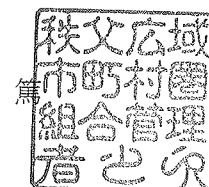
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 4月 1日

秩父市栃谷1477番地

甲 秩父広域町村圏組合

管理 者 北 堀



秩父市中町4番11号

乙 ちちぶエフエム株式会社

代表取締役 新 井 恵

